

資料 1

第三セクター等の改革等に係る関係通知

- 1 「第三セクター等の改革について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(平成21年6月30日付け総財公第112号総務省自治財政局長通知)
- 2 「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」・・・・・・・・・・・・ 7
(平成21年6月23日付け総財公第95号総務省自治財政局長通知)
- 3 「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」・・・・・・・・・・・・ 30
(平成21年4月10日付け総財公第59号総務省自治財政局公営企業課長通知)
- 4 「土地開発公社の抜本的改革について」・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(平成21年8月26日付け総行地第84号総務省自治行政局地域振興室長通知)

総財公第112号
平成20年6月30日

各都道府県知事
(財政担当課、市町村担当課、第三セクター担当課扱い)

各指定都市市長
(財政担当課、第三セクター担当課扱い)

} 殿

総務省自治財政局長

第三セクター等の改革について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の健全化判断比率等の公表等に関する規定は、本年4月1日から施行されたところであり、平成19年度決算から適用されます。

これに伴って、健全化判断比率の一つである将来負担比率には、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入されることとされていますが、その算定を通じて、個々の地方公社、第三セクターの経営状況についても明らかになることが見込まれます。

このような状況の下、政府は、地方公共団体財政健全化法の施行を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定。以下「基本方針2008」という。）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととしています。

第三セクター等の改革については、これまでも積極的な取組を要請してきたところですが、地方公共団体財政健全化法の施行に当たって、基本方針2008に基づき、第三セクター等の改

革を集中的に実施するため、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）及び「地域力再生機構（仮称）」研究会最終報告（平成19年12月20日）を踏まえ、下記のとおり、ガイドラインを策定しましたので通知します。

各地方公共団体においては、基本方針2008、ガイドライン等を踏まえ、第三セクター等の存廃を含めた集中的な改革を進められるようお願いします。

また、政府は、第三セクター等の再生を支援する仕組みとして、「株式会社地域力再生機構法案」を国会に提出し、基本方針2008においても、「地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。」こととし、さらに、総務省としても、多額の債務を抱える第三セクター等についての処理方策等について、「債務調整等に関する調査研究会」において、課題を整理し対応の検討を開始することとしておりますので、これらも踏まえ、適切に取り組まれるようお願いします。

おって、各地方公共団体における第三セクター等の存廃を含めた改革の取組状況等については、今後、総務省において定期的に調査を実施することを予定しておりますので、念のため、申し添えます。

貴都道府県内市区町村にもこの趣旨を周知の上、その徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）においては、関係地方公共団体に対し、

累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等について、その存廃も含めた改革に
関し、年限を区切った措置として「平成20年度までに外部専門家等で構成される『経営検討
委員会』（仮称）を設置し、評価検討を行う」こと及び「その検討結果を踏まえ、平成21年
度までに『改革プラン』（仮称）を策定する」ことを要請しており、また、「地域力再生機
構（仮称）」研究会最終報告（平成19年12月20日）は、「現行の『第三セクターに関する指
針』を補完する位置づけで、累積債務等により経営が著しく悪化している3セクに関し、新
たに、総務省において上記のような内容のガイドラインを策定・通知するとともに、デュー
・デリジェンス等に関する機構のノウハウの活用や、事業再生についての機構の活用を、地
方公共団体に対して、要請・助言することが適当である」としている。

今後、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく
「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示
第242号。以下「基準」という。）等により、第三セクター（このガイドラインにおいては、
地方公共団体が25%以上を出資又は出えんしている法人、地方公共団体が損失補償等の財政
援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保してい
ると認められる法人をいう。）及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開
発公社をいう。）の経営状況が明らかになることを踏まえ、経営が著しく悪化したことが明
らかになった第三セクター及び地方公社（以下「第三セクター等」という。）の存廃も含め
た改革を集中的に進めるため、以下の取組を平成21年度までに集中的に行うものとする。

1 経営検討委員会（仮称）の設置

（1）経営検討委員会（仮称）の設置

経営が著しく悪化しているおそれがある第三セクター等に出資、出えん又は損失補償
等の財政援助（以下「出資等」という。）を行っている地方公共団体は、第三セクター
等の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うことを目的とす
る経営検討委員会（仮称）を平成20年度中に設置し、所要の評価・検討を開始するもの
とすること。

(2) 経営検討委員会（仮称）の構成

経営検討委員会（仮称）の設置に当たっては、デュー・デリジエンスの専門家、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家の積極的な活用を図ること。

また、第三セクター等の改革が地域経済に与える影響を踏まえ、地域の経済団体や金融機関との連携にも意を用いること。

なお、経営検討委員会（仮称）の運営について、第三セクター等の対象事業に関わる行政施策を担当する部局だけではなく、行財政改革全般を担当する部局等も含めた対応を行うこと。

(3) 地方公共団体間の協力等

複数の地方公共団体が出資等を行っている第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って経営検討委員会（仮称）の運営を行うこと。

また、都道府県は、市区町村の求めに応じて、企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市区町村の評価・検討の支援に努めること。

なお、第三セクター等は、デュー・デリジエンス等が適切に行えるよう経営検討委員会（仮称）に対する情報開示等に努めるものとすること。

2 経営検討委員会（仮称）における調査と評価・検討

(1) 経営検討委員会（仮称）の検討対象の選定

経営検討委員会（仮称）において評価・検討の対象とする第三セクター等は、経営が著しく悪化しているおそれがあるものを幅広く対象とすること。

その選定に当たっては、監査委員とも協力しつつ、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に

に対する監査（同項後段）、第三セクター等に対する予算の執行に関する調査（同法第221条第3項）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）を活用し、その経営の実態を把握すること。

その際、基準第二の二の1の標準評価方式により評価を行った第三セクター等で、「B（地方団体要関与債務）」、「C（地方団体要支援債務）」、「D（地方団体実質管理債務）」及び「E（地方団体実質負担債務）」の評価となった第三セクター等は、実質的に経常赤字又は債務超過を抱える団体であることから、原則として、経営検討委員会（仮称）における評価・検討を行う対象とすること。

(2) 経営検討委員会（仮称）におけるデュー・デリジェンス等による経営分析と改革案の作成

評価・検討の対象として選定した第三セクター等について、専門家によるデュー・デリジェンスの結果も踏まえ、経営検討委員会（仮称）において資産・負債や損益の状況、営業キャッシュ・フローの動向、経営悪化の原因、さらには、当該第三セクター等に期待されていた役割、今後の関連市場の動向や経営の見通し、現状のままの経営を続けていった場合の地方公共団体の財政負担等について分析し、その分析結果に基づいて、第三セクター等ごとに、必要な改革案を検討すること。

その際、経営検討委員会（仮称）は、現状のまま経営を継続する場合や経営改革を行って経営を継続する場合、私的整理により事業再生を図る場合、民事再生法、会社更生法等に基づく法的な事業再生を図る場合、法的整理等により清算する場合等、様々な選択肢を幅広く検討し、当該第三セクター等に期待される役割に応じ、それぞれに伴う財政負担や効果等を明らかにして、必要な場合には、複数の選択肢を提示することが望ましいこと。

なお、政府は、事業の再生を支援することを目的として「株式会社地域力再生機構法案」を国会に提出しているところであり、事業再生を図る場合にはそのことに十分留意されたいこと。

さらに、このような改革案の検討においては、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

3 「改革プラン」（仮称）の策定等

(1) 「改革プラン」（仮称）の策定

各地方公共団体においては、経営検討委員会（仮称）の意見を踏まえて、それぞれの第三セクター等ごとの経営改革に関する方針を定めた「改革プラン」（仮称）を平成21年度中に策定すること。

(2) 議会への説明

議会に対しては、経営検討委員会（仮称）による経営分析や評価・検討の内容、「改革プラン」（仮称）の妥当性、各地方公共団体の財政運営に及ぼす影響について、十分説明すべきであること。

(3) 住民への情報開示

地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報等を行う等により、十分な理解を得るよう努める必要があること。

(4) 「改革プラン」（仮称）の点検評価

地方公共団体は、「改革プラン」（仮称）の実施状況について、経営検討委員会（仮称）に対して、定期的に報告を行う等により、点検評価を実施すること。その際、監査委員監査、外部監査等第三セクター等に対する地方公共団体の監査体制を強化することが適当であること。

総財公第95号
平成21年6月23日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

第三セクター等の抜本的改革の推進等について

地方分権改革が推進されている中にあって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任をもって、管理していく必要があります。特に、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

このため、地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局通知）により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「債務調整等に関する調査研究会」は、平成20年12月5日に報告書をとりまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができる

こととする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれでは、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれでは、指針の内容に十分留意の上、適切な対処をお願いします。

なお、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付け総財經第398号）は、廃止します。

おつて、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いします。

本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、健全化判断比率の一つである将来負担比率の算出に当たって、同法第2条第4号へ等に基づき、地方道路公社及び土地開発公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入するものとされ、更に、本年4月1日からは、同法の全面施行に伴い、将来負担比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなった。
- (2) 地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人（以下「第三セクター等」という。）を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体として的確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要がある。

特に、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にはすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

なおその際、実質負担見込額等の算定及びその基本となる考え方は、改革推進の基礎となるものであり、その算定方法については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)第12条及び「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償債務等負担見込額の算定基準」という。)等に規定されているので、各地方公共団体においては、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。（別記1参照）

注) 本指針において、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

第2 拠本的改革の推進

1 処理策検討の手順

存廃を含めた拠本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）によりその設置を要請した経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

拠本的処理策について、その検討のフローチャートを別記2のとおり示すので、参考とされたい。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの
- ④ 土地開発公社
債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の

裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある（別記3参照）。

なお、指定管理者制度の活用の検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）及び「指定管理者制度の運用について」（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）を、PFI手法の活用の検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について（依頼）」（平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知）をそれぞれ参考されたい。

2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

(1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

(2) 当該事業の整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

(3) 事業の整理（売却・清算）又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨

(4) 处理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受けは、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

さらに、地方公共団体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）が改

正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注) 第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (3) 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
 - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・地方債の繰上償還に要する経費
 - ・一時借入金の償還に要する経費
 - ・退職手当の支給に要する経費
 - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
 - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

1 経営状況等の把握、監査、定期点検

- (1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。
 - ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、

特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用するべきであること。
- ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。

(2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「会社法」（平成17年法律第86号）等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。

(3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

なお、複数の地方公共団体が出資している第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行うべきである。

2 議会への説明と住民への情報公開

(1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである（地方自治法第243条の3）が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算

入される対象となる法人その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況等を説明するべきである。

その際、対象法人全体の経営状況等について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額、損失補償債務残高合算額及び将来負担比率に算入された額の合算額等を記載した一覧性のある総括表を作成することが望ましい。

なお、第29次地方制度調査会答申において、「議会に経営状況の報告をする法人の範囲の拡大」についての提言がなされていることに留意されたい。

- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

- (3) 地方公共団体による第三セクター等に関する情報公開様式例を別記4のとおり示すので参考にされたい。

3 経営責任の明確化と運営体制

- (1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理（売却・清算）又は再生を行うこととなった場合等にあっては、民事上の責任追及（善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟）や刑事上の責任追及（刑事告訴）が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用される

よう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあっては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)等を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適當でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適當である。
- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。
- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。
- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

5 資金の管理運用

- (1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。
- (2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確に切り分ける仕組みの構築を検討すべきであるとともに、既述の考え方を十分踏まえ、慎重に判断するべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客觀性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。

- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に收支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。
- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、时限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。

一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。

なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間はもとより対外的にも明確にしておく必要がある。

また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。

- (6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。

また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

- 1 都道府県にあっては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の監査体制や経営の検討体制が充実、強化されるよう支援することが望ましい。
- 2 林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告にも留意されたい。
- 3 昨年国会に提出された「株式会社地域力再生機構法案」は、地方公共団体の出資割合が4分の1以上の第三セクターを支援対象から除くなどの修正が行われた上で、「株式会社企業再生支援機構法」として成立したところであるので、対象となる第三セクター等において事業再生を図る場合には留意されたい。

別記 1

損失補償債務等負担見込額の算定基準（概要）

損失補償債務等負担見込額は、次の標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法によって算定する。

・標準評価方式

損失補償付債務を次の i から v までに区分し、当該区分ごとに定める割合以上を損失補償債務等負担見込額とする方法。

- | | |
|-------------------|-----|
| i A (正常償還見込債務) | 10% |
| ii B (地方団体要関与債務) | 30% |
| iii C (地方団体要支援債務) | 50% |
| iv D (地方団体実質管理債務) | 70% |
| v E (地方団体実質負担債務) | 90% |

具体的区分の決定は、次の①及び②に掲げる評価を行い算入率の高い方を用いる方法、又は③に掲げる評価を行い算入率を決定する方法のいずれかにより行う。

①財務諸表評価方式

対象となる法人を次のアからウまでの区分に分類し、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、判定する方法。

- ア 一般法人（別記 1-1 参照）
- イ 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人（別記 1-2 参照）
- ウ 不動産取引型法人（別記 1-3 参照）

②外形事象評価方式

対象となる法人の経済的取引や出資者等の支援等に基づき、判定する方法（別記 1-4 参照）

③格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法（別記 1-5 及び 1-6 参照）

・個別評価方式

次のいずれかの方式により算出する方法。ただし、損失補償付債務の 10% を下回る額を損失補償債務等負担見込額とはできない。

①資産債務個別評価方式

出資法人等の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定

②経営計画個別評価方式

当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定

③損失補償付債務償還費補助評価方式

当該年度前 3 年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて損失補償債務等負担見込額を算定

財務諸表評価方式(地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人)

別記1-2

| | | 損益計算書上の経常損益 | | | | | | |
|--------------------|--|---------------------|---------------------|------------------------|------------------------|----------------------|------------|--|
| | | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 | | | | | | |
| 経常損益が黒字 | | 債務超過債務 要償還可能法人 | 20分の1未 満 | 20分の1以 上10分の1 未満 | 10分の1以 上5分の1 未満 | 5分の1以 上2分の1 未満 | 2分の1以 上 | |
| | 10年後資産超過 | | B | B | B | B | C | |
| 資産 超過 | 10年後ににおける債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいすれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満 | A | B | B | C | D | D | |
| | | | B | B | C | D | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| | 経常黒字の債務超過額に対する割合 | | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 | | | | | |
| 債務 超過 | 債務超過 額の3分の 1以上 債務超過 額の5分の 1以上3分 の1未満 債務超過 額の10分 の1以上5 分の1未満 債務超過 額の10分 の1未満 | | 減価償却前 黒字 | 20分の1未 満 | 20分の1以 上10分の1 未満 | 5分の1以 上2分の1 未満 | 2分の1以 上 | |
| | | | B | B | C | D | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| | | | B | C | D | E | E | |
| 賃借 対照表上 の純資産 | 債務超過 額未満 債務超過 額が損失補 償付債務の4 分の3以上損失 補償付債務 額未満 | | | | | | | |
| | | | B | B | C | D | E | |
| | | | B | C | D | D | E | |

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことといふ。
 資産超過前要償還債務額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。
 債務超過額が負債の額で除して得た額を下法人をいう。

財務諸表評価方式(不動産取引型法人)

別記1-3

| | | 損益計算書上の経常損益 | | | |
|---------------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------|
| | | 経常損益が赤字 | | | |
| 経常損益が黒字 | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 | | | | 2分の1以上 |
| | 20分の1未満 | 20分の1以上 10分の1未満 | 10分の1以上 5分の1未満 | 5分の1以上 2分の1未満 | |
| 資産超過 | A | A | B | C | D |
| | | | | | |
| 経常損益が黒字 | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 | | | | 2分の1以上 |
| | 20分の1未満 | 20分の1以上 10分の1未満 | 10分の1以上 5分の1未満 | 5分の1以上 2分の1未満 | |
| 債務超過額が損失補償付債務額の4 分の1未満 | B | B | C | D | E |
| 債務超過額が損失補償付債務額の4 分の1以上2分の1未満 | C | C | D | E | E |
| 債務超過額が損失補償付債務額の4 分の1以上4分の3未満 | D | D | E | E | E |
| 債務超過額が損失補償付債務額未満 分の3以上 | E | | | | |
| 債務超過額が損失補償付債務額以上 | E | | | | |
| 貸借対照表上の純資産 | | | | | |

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのこときをいう。
※ 資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

外形事象評価方式

別記1-4

| | 元利金支払い状況 | その他 | 損失補償を付した団体の追加支援 |
|--------------|--------------------|-----|--|
| A 正常償還見込債務 | 条件緩和なし 延滞なし | | 損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。 |
| B 地方団体要闇与債務 | 条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞 | | 損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。 |
| C 地方団体要支援債務 | 1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞 | | 損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。 |
| D 地方団体実質管理債務 | 3ヶ月超6ヶ月未満の延滞 | | 損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。 |
| E 地方団体実質負担債務 | 6ヶ月以上の延滞 | | 第3者から破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられており。手形交換所の取引停止処分を受けている。 |

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

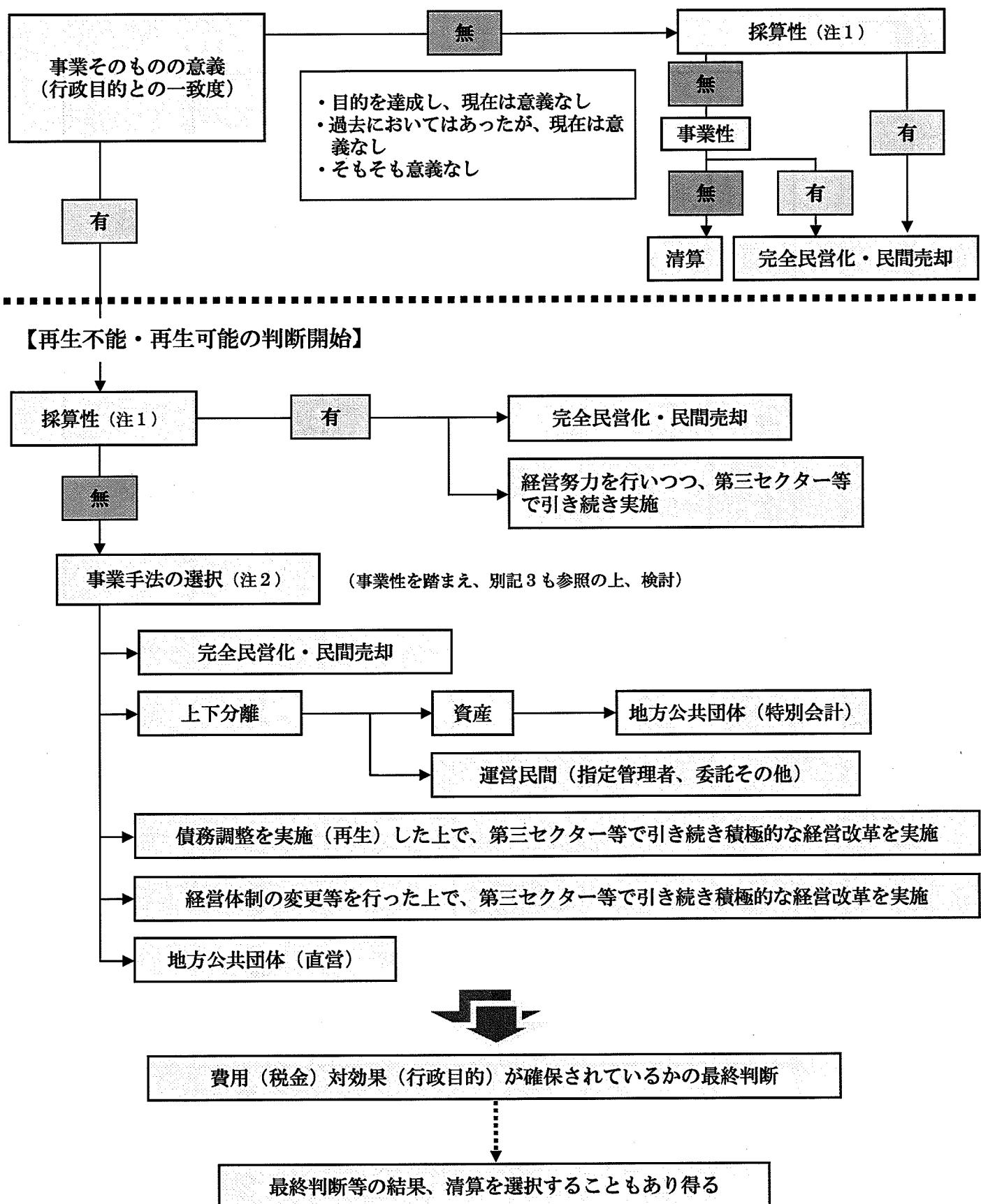
別記1-5

| 株式会社格付投資情報センター | 株式会社日本格付研究所 | ムーディーズ・インベス・ターズ・サービス・リンク | スタンダード・アンド・ Poor's・サービス・リンク | ファitchレーティングス・ミテッド |
|----------------|-------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------|
| A 正常償還見込債務 | BB-以上 | BB-以上 | Ba3以上 | BB-以上 |
| B 地方団体要闇与債務 | B | B | B | B |
| C 地方団体要支援債務 | B、CCC | B、CCC | B、Caa | B、CCC |
| D 地方団体実質管理債務 | CCC、CC | CCC、CC | Caa、Ca | CCC、CC |
| E 地方団体実質負担債務 | CC、C以上 | CC、C、D以上 | Ca、C | CC、C、D |

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

| 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け | 株式会社格付センター 中堅・シグス・サービス格付け | スパンダード・アンド・ブアーズ・レーティングス・サービス 日本SME格付け | 株式会社日本格付研究所 小企業格付け | JCR中堅・ |
|------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------|--------|
| A 正常償還見込債務 | bbb以上 | bbb以上 | bbb以上 | bbb以上 |
| B 地方団体要闇与債務 | bb以上 | bb以上 | bb以上 | bb以上 |
| C 地方団体要支権債務 | b以上 | b以上 | b以上 | b以上 |
| D 地方団体実質管理債務 | ccc以上 | ccc以上 | ccc以上 | ccc以上 |
| E 地方団体実質負担債務 | ccc以上 | ccc以上 | ccc以上 | c~cc以上 |

【抜本的処理策検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的には、指針中第2の「1 処理策検討の手順」参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

事業手法区別特性

| 区分 | 公的部門の費用負担 | 経営の裁量の大小 | 公的部門に係る 赤字負担リスク | 公的部門のがバナンス |
|-------------------------------|---|----------|--------------------|---|
| 直営 | ほぼ全額負担 | 小さい | あり | 直接的がバナンス |
| 公営企業 | ①経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費、 ②経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費 | やや小さい | あり | 直接的がバナンス |
| 三セク等 | 同上 | やや小さい | 損失補償等に係る 費用負担 | ①出資・出捐者としての ガバナンス ②自治法に基づく 調査権、監査権 |
| 上下分離 方式 (含む指定管 理者制度) | 基本的に資本費 | やや大きい | 限定的 | 限定的 |
| 民間 | なし | 大きい | なし | なし |

本表は定性的・一般的な傾向を示したものであることに留意されたい。

総財公第59号
平成21年4月10日

各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各政令指定都市財政担当局長

} 殿

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等改革推進債の取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、取扱いに御留意願います。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、その趣旨を周知されるよう格段の御配慮をお願いします。

記

第1 対象団体

- 1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項各号に規定する
 - (1) 公営企業の廃止、
 - (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止、
 - (3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体は、当該取組みが当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合には、同項の規定に基づき第三セクター等改革推進債を発行することができる。
- 2 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては都道府県及び政令指定都市にあっては総務大臣の許可を、市区町村（政令指定都市を除く。）にあっては都道府県知事の許可をそれぞれ受けなければならない（法第33条の5の7第2項）。
- 3 法第33条の5の7第1項各号に規定する取組みについて地方公共団体の議会においても必要な議論を行い、第三セクター等改革推進債の許可申請に当たっては、あらかじめ議会の議決を得なければならない（同条第3項）。併せて、当該許可申請に当たっては当該取組みによる財政の健全化の効果等を記載した計画を提出しなければならない（同条第4項）。

第2 対象経費等に関する留意事項

法第33条の5の7第1項及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）附則第2条の3から第2条の6までに規定する経費

について、第三セクター等改革推進債を充てることができる。

なお、第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公営企業の廃止（法第33条の5の7第1項第1号及び第2号）に関する留意事項

- ① 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。
- ② 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の3各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものと見込まれるものと見込まれるものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

- ③ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に関する留意事項

- ① 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とする。

ア 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を賄えない不採算路線の廃止（無料開放）

イ 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

- ② 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の5各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものと見込まれるものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金

への積立て等の適切な措置を講じること。

③ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができるものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあっては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に関する留意事項

① 法第33条の5の7第1項第4号に規定する経費に係る発行可能額の算定に関しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

② 地方公共団体が、平成21年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の発行を認めないものであること（土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に際して、保証又は損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合にも、同様に扱うこととする。）。

③ 法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号（特定調停手続）及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項に留意する必要があること。

ア 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続（特定調停手続）は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第2条第19項に基づく手続き（以下「特定認証紛争解決手続」という。）において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

イ 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債務処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び特定認証紛争解決手続が該当すること。

ウ 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会

の支援による再生計画の策定手順又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項

法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時とすることが考えられる。

第3 発行条件

- 1 第三セクター等改革推進債の発行年度は、平成21年度から平成25年度までの5年度とする。
- 2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。
- 3 資金については、原則として、民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）とする。
- 4 充當率については、原則として、100%とする。

第4 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等

1 地方債同意等基準に基づく手続

第三セクター等改革推進債の発行の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度の地方債同意等基準（総務大臣告示）に基づき、事前に総務大臣が下記2による要望及びヒアリングを踏まえて都道府県及び政令指定都市ごとに通知する許可予定額（市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの許可予定額）の範囲内で行われる許可申請について許可すること。

- (1) 都道府県及び政令指定都市にあっては、総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で起債申請額を定め、省令別記様式第二号及び別記様式第三号に準じた起債申請書により総務大臣に申請すること。
- (2) 市町村にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で各市町村ごとに許可予定額を通知し、各市町村に通知された額の範囲内で許可額を定め、「第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書」（第1－2号様式）により都道府県知事が

ら総務大臣に協議すること。

2 第三セクター等改革推進債起債予定額調

第三セクター等改革推進債の起債を要望する場合には、次に掲げる(1)～(5)の書類を総務省に提出すること。

また、市町村が第三セクター等改革推進債を要望する場合には、各都道府県において取りまとめた(1)の書類及び各市町村から提出された(2)～(5)の写しを提出すること。

なお、要望内容については別途ヒアリングすることとしており、具体的な日時等についても、毎年度別途通知する予定であること。

(1) 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧（第1号様式）

(2) 第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等が確認できる資料（第2号様式）

(3) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続による場合には、同号に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが確認できる書類

(4) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続による場合には、同号イ(2)に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが確認できる書類

(5) 以上その他、確認が必要な書類として提出を求められたもの

3 起債許可申請に必要な書類

第三セクター等改革推進債に係る許可の申請に当たっては、法第33条の5の7第4項及び省令附則第2条の10の規定に基づき提出することとされている事項（第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等を定めた計画）（上記2の(2)の第2号様式）を許可の申請書に添えて提出すること。

また、法第33条の5の7第3項の規定に基づく議会の議決の写（議決済みである旨の議長の証明）を提出すること。

第5 財政措置

総務省は、第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じることとする。

第三セクター等改革推進債起債予定額一覧

| | |
|----------|--|
| 許可予定期間: | |
| 団体名: | |
| 所属・担当者名: | |
| TEL: | |

(単位:百万円、%、年)

| 区分 区 分 | 団体コード (1) | 団体名 (2) | 第三セクター等 の改革に係る 所要額 (3) | 公営企業又は公社 の管轄の処分をもつて 売ることができる金額 (4) | 左の財源内訳 (3)-(4) | | 借入先 (8) | 年利率 (9) | 償還期間 (10) | 左のうち 据置期間 (11) | 備考 |
|-----------|--------------|------------|---------------------------------|---|-------------------|-------------|------------|------------|--------------|----------------------|----|
| | | | | | 地方債 (5) | 一般財源 (6) | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | | | | | | | |

(留意事項)

- (3)欄については、地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に要する経費に係る額を記入すること。
- (4)欄には、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)附則第2条の3又は第2条の5に基づき記入すること。
- (11)欄については、据置期間を設定する合理的な理由がない場合は、「0」とすること。
- 都道府県市町村担当課においては、管内市町村分をとりまとめ、1枚に集約した上で提出すること。

総行地第84号
平成21年8月26日

各都道府県土地開発公社担当部長
各指定都市土地開発公社担当局長 殿
各都道府県市区町村土地開発公社担当部長

総務省自治行政局地域振興室長

土地開発公社の抜本的改革について

土地開発公社については、借入金によって取得された土地を長期に保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもあるところです。

また、平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が全面的に施行されたことに伴い、健全化判断比率の一つである将来負担比率に土地開発公社を含む第三セクター等の負債の額等のうち一定部分が一般会計等の負担見込額として算入されることなどから、地方公共団体においては将来の財政の健全な運営に資するよう、土地開発公社の将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められています。

このため、原則としてすべての土地開発公社を対象として、その存廃を含めた検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行う必要があります。

つきましては、各地方公共団体におかれでは、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）も踏まえ、下記の内容に十分留意の上、適切な対処をお願いします。

また、土地開発公社の存廃を含めた抜本的改革の際に第三セクター等改革推進債を活用する場合の取扱いについては、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成21年4月10日付け総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「取扱通知」

という。)により通知されているところですが、土地開発公社については同通知によるほか、下記第3のとおりとするので、取扱いに留意願います。

おつて、貴都道府県内の市区町村にも本通知の趣旨について周知されるようお願ひします。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

第1 土地開発公社の抜本的改革

土地開発公社については、借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもある。このような状況を踏まえ、

ア 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性

イ 土地開発公社が保有する土地の処分計画

を総合的に勘案し、業務運営について見直しを行った上で、第3で述べる第三セクター等改革推進債も活用し、原則としてすべての土地開発公社について抜本的改革を集中的かつ積極的に行うこと。

抜本的改革に当たっては、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても、個別の業務ごとに継続する必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討すること。

1 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性の整理

土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性について改めて整理すること。

その際、

ア 金融機関から機動的に資金借入が実施できる

イ 将来の事業のために土地を安定的、計画的に取得することができる

ウ 土地の取得の手続を機動的、弾力的に行うことが可能である

等の土地開発公社特有の機能だけに着目するのではなく、

ア 処分見通しの困難な土地を長期にわたり抱えるおそれがある

イ 処分が進まないまま取得に係る借入の利子負担が増大するおそれがある等の将来起こうる問題も十分に考慮した上で検討すること。

2 土地開発公社が保有する土地の処分計画

土地開発公社が保有するすべての土地について当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に検討し、処分計画を明らかにした上で、積極的な処分を図ること。なお、当初の事業計画に基づき処分することが困難となった土地については、そのような状態になった経緯を明らかにすること。

3 特定土地の保有状況の把握及び処分の推進

上記2の検討の結果、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第6号。以下「公有地拡大推進法」という。）第17条第1項第1号に係る業務（以下「1号業務」という。）に係る土地のうち、「土地開発公社経理基準要綱」（昭和54年12月19日付け自治大臣官房地域政策課長通知）第3条(11)に規定する特定土地と判断されたものについては、売却等により速やかな処分を図ること。

第2 存続する土地開発公社の業務運営に係る留意事項

業務の一部を廃止するものも含め、今後、引き続き存続することとした土地開発公社については以下に掲げる事項に十分に留意し、健全な経営を維持すること。

1 土地開発公社を通じた用地取得業務の在り方

今後、処分が困難な土地を保有することにより土地開発公社の健全な経営を阻害することのないよう、地方公共団体が土地開発公社に土地取得を依頼する場合は、土地利用計画、地価の動向等を十分に検討し、明確な買い取りの見通しをもって行うこと。また、工業用地、住宅用地等の造成事業については、土地開発公社に地域の経済社会情勢を長期的に展望させつつ、事業の見通しについて慎重に検討させること。このほか、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」（昭和47年8月28日付け建設省都市局長・自治大臣官房長通知）において留意事項を列挙しているので徹底すること。

2 土地の価額の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握

(1) 「「土地開発公社の経理について」の一部改正について」（平成17年1月21日付け総務省自治行政局地域振興課長通知）により改正した「土地開発公社経理基準要綱」については、直ちに実施に移すことが困難な場合、当分の間、従来の方法によることも差し支えないとの経過措置を設けていたところである。

しかしながら、

ア 同改正通知に基づく改正事項の適用開始から相当程度の期間が経過し経過措置を設ける必要性が薄れたこと

イ 平成21年4月に地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、土地開発公社が保有する公有地拡大推進法第17条第1項第2号に規定する業務（以下「2号業務」という。）に係る土地等について時価評価が必要とされていること

にかんがみ、同改正通知に基づく改正事項については、平成21年度決算から実施に移すこととする。なお、必要に応じ実施状況について報告を求めることがあるので留意すること。

(2) 特定土地、2号業務に係る土地及び代替地については、時価が取得原価に比べて著しく下落していないか改めて確認し、財務諸表に適切に反映するよう努めること。

第3 第三セクター等改革推進債を活用する際の留意事項

第三セクター等改革推進債を活用し土地開発公社の抜本的改革を行う場合は、取扱通知を踏まえつつ、次に掲げる事項に留意すること。

1 土地開発公社の借入金を償還する際は、あらかじめ借入先の金融機関と十分に協議すること。

2 地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第3号に規定する「業務の一部の廃止」（以下単に「業務の一部の廃止」という。）は、原則として以下のとおり実施すること。

ア 公有地拡大推進法第17条第1項第1号イからホまでの各規定に掲げる土地

に係る業務（以下「1号業務の細目」という。）のうち、特定土地を含むものについて廃止すること。

- イ 処分が困難な土地を含む2号業務について、2号業務の全体を廃止すること。
- ウ 廃止する業務に係る規定を削除するよう定款を変更すること。

ただし、売却時期がすでに決まっている等、廃止する業務に係る土地のうち確実な処分の見通しがあるものについては、定款附則に経過規定を設けた上で、第三セクター等改革推進債の活用後も必要最低限の期間に限り当該土地の管理・処分業務を継続することも可能である。この場合、当該土地に係る借入金については、第三セクター等改革推進債の対象経費には含まない。

3 第三セクター等改革推進債を活用して償還する借入に係る特定土地の取得に当たって締結した用地取得依頼契約については、当該第三セクター等改革推進債を発行する地方公共団体と土地開発公社との間において合意の上、解除すること。

4 業務の一部の廃止に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 土地開発公社は現に保有している当該廃止した業務に係る土地について、当然に保有することができなくなるため、業務の一部の廃止に係る経費を支出した地方公共団体は、当該支出により得た債権の行使その他の方法により、土地開発公社に当該廃止する業務に係る土地を定款の変更の適用に先立って速やかに譲渡されること。その際、当該地方公共団体以外の土地開発公社に債権を有する者と必要に応じてあらかじめ協議すること。

イ 譲渡された土地は公共用地として利用するほか積極的に売却を進め、売却で得られた収入により第三セクター等改革推進債の償還を繰り上げて実施すること。

5 土地開発公社が解散する際に債務超過の状態にあると土地開発公社の清算に支障を生じることから、地方公共団体が土地開発公社に対し弁済を受けることができない債権を有している場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄する必要があること。

また、業務の一部の廃止の際は当該廃止される業務に係る土地開発公社の負債を整理することが望ましいことから、地方公共団体が当該廃止する業務に係る債

権を有することとなった場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄することが考えられる。

なお、債権の放棄の際には、当該地方公共団体の議会において地方自治法第96条第1項第10号に規定する事件として議決することが必要である。

6 第三セクター等改革推進債に係る許可の申請の際は、取扱通知中第4の3に定める書類のほか、以下の書類を提出すること。

ア 第1の2に定める処分計画

イ 解散にあっては公有地拡大推進法第22条第1項に規定する設立団体の議会の議決証明書

ウ 業務の一部の廃止にあっては公有地拡大推進法第14条第2項に規定する定款の変更に係る設立団体の議会の議決証明書

7 業務の一部の廃止に当たって、個々の土地に係る借入金の額が確定できない等により、当該地方公共団体が負担する必要があると認められる経費及び当該地方公共団体の貸付金に係る債務を免除するために必要となる経費が確定できない場合は、以下の算式により算定した額をもって当該経費の額とする。

$$\alpha \times \beta / \gamma$$

α ：債務保証等を付した借入金及び地方公共団体の貸付金のうち当該年度に償還されるものの総額

β ：廃止する業務に係る土地の取得原価

γ ：土地開発公社が保有するすべての土地の取得原価

※ 代替地、特定土地及び完成土地等に係る β 及び γ については、「土地開発公社経理基準要綱」第24条第2項及び同条第3項の規定にかかわらず、借入金等に対する利息（利率と取得原価を基に合理的に推計できるものに限る）を含めること。

8 「土地開発公社経営健全化対策措置要領」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）第4の2又は「土地開発公社経営健全化対策措置要領」（平成20年2月6日付け総務省自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知）第4の2に規定する公社経営健全化団体が、第三セクター等改革推進債を活用し

て解散又は業務の一部の廃止をする場合は、以下に留意すること。

ア 両要領に規定される地方財政措置は引き続き実施されること。

イ 当該土地開発公社が保有する土地の処分が促進されることにより、各年度の用地取得・処分・保有計画の変更が必要となること。

ウ 業務の一部の廃止にあっては、当初の土地開発公社経営健全化対策における経営健全化計画において予定していた1号業務に係る土地の処分の予定を減じることのないよう可能な限り配慮した上で、特定土地及び2号業務に係る土地の処分を行うこと。